

新型コロナウイルスワクチンの供給方針等について

岐 阜 県

令和3年3月6日

ワクチン配分数量 スケジュール（予定）

＜医療従事者＞

出荷時期	数量
3 / 1 ~	7 箱
3 / 8 ~	7 箱
3 / 22 ~	7 箱以上
3 / 29 ~	7 箱以上
6 月末までに配分完了予定	

＜高齢者＞

出荷時期	数量
4 / 5 の週	2 箱
4 / 12 の週	10 箱
4 / 19 の週	10 箱
4 / 26 の週	42 箱
6 月末までに配分完了予定	

市町村へのワクチンの供給について

1 国からのワクチン配分

時期	配分量
4月 5日の週	2箱
4月 12日の週	10箱
4月 19日の週	10箱
4月 26日の週	42箱

2 市町村への供給方針

○接種対象人口（16歳以上）の多い順に市に供給し、その後、全市町村に1箱ずつ供給する。

時期	配分量
4月 5日の週	岐阜市（2箱）
4月 12日の週	○10市に各1箱 大垣市、各務原市、多治見市、可児市、関市 高山市、中津川市、羽島市、土岐市 美濃加茂市
4月 19日の週	○10市に各1箱 瑞穂市、恵那市、郡上市、瑞浪市、海津市 本巣市、下呂市、山県市、飛騨市、美濃市
4月 26日の週	42市町村に各1箱

4月分 市町村供給計画

市町村	接種対象者数 16歳以上人口	4月供給 数量	4月5日の週	4月12日の週	4月19日の週	4月26日の週
岐阜市	354,241	3	2			1
大垣市	138,648	2		1		1
各務原市	126,525	2		1		1
多治見市	95,916	2		1		1
可児市	87,428	2		1		1
関市	75,774	2		1		1
高山市	75,221	2		1		1
中津川市	67,265	2		1		1
羽島市	59,726	2		1		1
土岐市	50,165	2		1		1
美濃加茂市	47,939	2		1		1
瑞穂市	46,114	2			1	1
恵那市	43,109	2			1	1
郡上市	35,630	2			1	1
瑞浪市	32,487	2			1	1
海津市	29,979	2			1	1
本巣市	29,111	2			1	1
下呂市	27,854	2			1	1
養老町	24,883	1				1
山県市	23,565	2			1	1
垂井町	23,321	1				1
岐南町	22,302	1				1
飛騨市	20,872	2			1	1
池田町	20,657	1				1
大野町	19,581	1				1
笠松町	19,377	1				1
揖斐川町	18,027	1				1
美濃市	17,822	2			1	1
神戸町	16,529	1				1
御嵩町	15,850	1				1
北方町	15,753	1				1
安八町	12,720	1				1
八百津町	9,643	1				1
川辺町	8,783	1				1
輪之内町	8,220	1				1
白川町	7,238	1				1
坂祝町	7,028	1				1
関ヶ原町	6,293	1				1
富加町	4,891	1				1
七宗町	3,307	1				1
東白川村	1,982	1				1
白川村	1,357	1				1
	1,753,133	64	2	10	10	42

ワクチン供給調整に関する基本的考え方

岐阜県新型コロナウイルス ワクチン供給調整本部

新型コロナウイルスに係るワクチン接種は、多くの国民を対象とするものであり、いわば、史上最大のプロジェクトである。

県内では、２月１９日から国立病院機構長良医療センターにおいて先行接種が始まり、３月上旬からは医療従事者等に対する優先接種、４月以降に高齢者等に対する優先接種が実施され、一般県民に対する接種に進む。

先行接種は国、それ以外の接種については市町村がそれぞれ主体として事務を実施していくものであるが、医療従事者等に対する優先接種について県が調整を担うものである。

本県の新型コロナ対策の最大の特徴である「オール岐阜」体制により、接種を希望される方々に対して遺漏なく接種が行えるよう、県、市町村、医師会、病院協会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会その他の関係団体が緊密に連携し、体制を構築していく。

一方で、国は、ワクチンの総量確保に力を注いでいるものの、必ずしも現場で必要とする量のワクチンが適時に供給できる状況に至っていない。

そのため、国からのワクチン供給量が限られる場合は、以下の考え方をもって、県内におけるワクチン供給調整を行う。

記

- 国からのワクチン供給量が限られる場合、基本的には、感染状況や人口比などを考慮しつつ、専門的な知見を踏まえ、感染リスクを効果的に軽減する順序をもって、ワクチンの供給先を調整する。
- 医療従事者等への接種については、新型コロナ患者の受入れ実績を考慮することとする。
- 高齢者等への接種については、クラスターの予防的防止の観点から施設における従事者との同時接種を進めることとする。
- 優先接種、一般県民への接種の実施にあたっては、ワクチンに係る県民の理解を促進し、できる限り広い範囲の方々への接種に努める。
その際、県内で接種の進捗に大きな差が出ないように、配慮する。

医療従事者への優先接種に関するワクチン供給方針

【基本的考え方】

医療従事者の優先接種については、公平の観点からまずは全ての基本型接種施設に原則 1 箱ずつワクチンを行き渡らせることを基本として、下記の考え方に基づきワクチンを供給することとする。

- 1 基本型接種施設の医療従事者、連携型接種施設の医療従事者、それ以外の医療従事者の順でワクチンを供給する。
- 2 基本型接種施設の全ての医療従事者が接種完了後に、連携型接種施設にワクチンを供給する。連携型接種施設の全ての医療従事者が接種完了後に、それ以外の医療従事者にワクチンを供給する。
- 3 基本型接種施設へのワクチン供給については、下記の基本型接種施設の供給の考え方に基づき、原則 1 箱ずつ全ての基本型接種施設に供給する。その後は全ての医療従事者が接種するまで、順次ワクチンを供給することとし、基本型接種施設の全ての医療従事者が接種を完了した段階で、ワクチンに余剰がある場合は、連携型接種施設の医療従事者分として利用できるものとする。

連携型接種施設、その他の医療従事者についてのワクチンに余剰がある場合の取扱いについても同様とする。

なお、県から医療機関へ供給するワクチン 1 箱あたりを 487 人分（1 人 2 回接種）とする。

【基本型接種施設の医療従事者への供給の考え方（必要数：52箱）】

（１）下記の①～⑤順により、原則１箱ずつ１巡するまで供給する。

- ①クラスターが現に発生している基本型接種施設
- ②感染症指定医療機関を含む基本型接種施設
- ③新型コロナ重症患者受入れ基本型接種施設
- ④上記を除き、新型コロナ感染症患者の受入実績の多い医療機関を含む基本型接種施設
- ⑤その他の基本型接種施設（地域における人口当たりコロナ感染者数の多い順）

（２）２箱目以降は、新型コロナ感染症患者の受入実績の多い順に、ワクチン接種希望者の数に達するまで原則１箱ずつ供給する。

【連携型接種施設の医療従事者への供給の考え方（必要数：35箱）】

下記の順により供給する。

- （１）新型コロナ感染症患者の受入実績の多い順に、ワクチン接種希望者の数に達するまで原則１箱ずつ供給する。
- （２）その他の連携型接種施設においては、地域における人口当たりコロナ感染者数の多い順に、ワクチン接種希望者の数に達するまで原則１箱ずつ供給する。

【基本型接種施設の医療従事者、連携型接種施設の医療従事者を除くその他の医療従事者への供給の考え方（59箱）】

市町村における人口当たりコロナ感染者数の多い順に、ワクチン接種希望者数に応じて供給する。

【ワクチンの供給単位】

- 供給単位 : 1箱 (195バイアル: 最小流通単位)
- 1バイアル: 5回接種分
- 1箱 (195バイアル=975回分): 487人分

【必要となるワクチンの量】

- 必要箱数: 146箱 (142, 350回分: 71, 175人分)
 - ・ 基本型連携施設の従事者: 52箱
 - ・ 連携型接種施設の従事者: 35箱
 - ・ その他の医療従事者: 59箱

市町村へのワクチン供給方針

岐阜県新型コロナウイルス
ワクチン供給調整本部

【基本的考え方】

1 市町村へのワクチン供給量について

市町村へのワクチン供給は、公平性の観点から、まずは全ての市町村に原則1箱ずつワクチンを行き渡らせることを基本とする。

上記以降は、人口10万人当たりのコロナ感染者数の多い順に供給する。また、県内で接種の進捗に大きな差が生じないように、市町村の接種対象人口の規模を考慮し供給する。

なお、県から市町村へ供給するワクチン1箱あたりを487人分（1人2回接種）とする。

2 ワクチンの接種順位の考え方

ワクチンの接種順位の考え方は、以下のとおりである。

① 高齢者

※令和3年度中に65歳以上に達する方

高齢者施設等の従事者（同時に接種）

※高齢者施設及び居宅サービス事業所において、入所者及び利用者と同じタイミングで従事者の接種も可

② 基礎疾患を有する者

③ 上記以外の者

本県においては、高齢者へのワクチン接種にあたり、クラスターの予防的防止の観点から、まずは療養型医療施設の長期入院患者、高齢者施設の入所者、居宅サービス事業所の利用者を優先する。

また、高齢者施設及び居宅サービス事業所の従事者は、原則、入所者及び利用者と同時期に接種することとする。

市町村においては療養型医療施設、高齢者施設、居宅サービス事業所と調整のうえ、速やかに接種できる体制の構築に努めるものとする。

3 その他

新型コロナに係るワクチンの接種にあたっては、当該ワクチンの特性を踏まえ、衛生面に配慮した適切な薬剤管理、接種後の確実な経過観察、副反応に即時対応できる体制など、住民の安全・安心を確保できる会場の開設・運営が前提となることに留意すること。

【市町村へのワクチン供給の考え方】

- (1) 令和3年4月5日の週から19日の週にかけて、国から配分される22箱のワクチンについては、接種対象人口の多い市の順に、原則1箱ずつ供給する。
- (2) 4月26日の週に国から配分される42箱のワクチンについては、全市町村に1箱ずつ供給する。
- (3) 上記以降、国から配分されるワクチンについては、市町村における人口10万人当たりのコロナ感染者数の多い順に供給する。その際、県内で接種の進捗に大きな差が生じないように、上記(1)(2)により各市町村に供給するワクチンを含め各市町村の接種対象人口の2パーセント相当量となるまでワクチンを原則1箱ずつ供給する。
- (4) 上記(3)以降、各市町村の接種対象人口の2パーセント相当量となるワクチンを順次供給し、100パーセントに達するまでワクチンを原則1箱ずつ供給する。

【ワクチンの供給単位】

- 供給単位 : 1箱(195バイアル: 最小流通単位)
- 1バイアル: 5回接種分
- 1箱(195バイアル=975回分): 487人分

【必要となるワクチンの量】

- 必要箱数: 3,620箱

新型コロナウイルスワクチン接種に関する相談体制

国

県

市町村

専門的な医療機関

接種医・かかりつけ医では対応困難な
ワクチン接種後の副反応への対応
(受診・相談受付)

設置場所：岐阜大学医学部附属病院内
【岐阜大学相談窓口】

③対応方法
指示

②問合せ

①相談

⑤相談

⑥回答

接種医
かかりつけ医
(軽度の副反応に対応)

④対応方法回答
更なる対応が必要な場合、
専門的な医療機関を紹介

受診
相談

住民
(被接種者)

厚生労働省 コールセンター

国民、医療機関からのコロナ
ワクチン施策の在り方等に関
する意見・問合せ

開設日：令和3年2月15日～
対応時間：9:00～21:00 (毎日)
電話番号：0120-761-770

岐阜県コールセンター

市町村では対応困難なワクチン接種に
関する専門的相談

開設日：令和3年3月1日～
対応時間：9:00～21:00 (毎日)
電話番号：058-272-8222

○医学的質問の相談受付

<相談例>

- ・体調がよくないが、予定通り接種しに
行っても良いか。
- ・接種後3日経っても腫れているが、
どうしたらよいか。 など

市町村相談窓口

住民や医療機関からの問合せ

※各市町村により
3月下旬～4月以降随時開設予定

○事務的質問の相談受付

<相談例>

- ・クーポン券を紛失したがどうしたら
よいか。
- ・クーポン券を持参し忘れたが方が来
院したが、接種してもよいか(医療
機関から)。 など

← より専門的な相談対応